

## 1 個人情報取扱事務登録簿の変更

これまで、個人情報取扱事務台帳（規則第1号様式）には、「事務廃止（予定）日」欄と「個人情報消去日」欄が記載されており、事務を終了した日又は終了しようとする日を「事務廃止（予定）日」欄に記入し、個人情報を抹消した日を「個人情報消去日」欄に記入してきました。

しかし、手引き上※の解釈では、個人情報を保有しなくなることで、つまり廃棄又は抹消することが「廃止」であるとされております。（※手引き 第14条第3項【解釈と運用】）

手引きの解釈によると、「事務廃止（予定）日」＝「個人情報消去日」となります。

この場合、同日なのに記入項目が2つ存在する問題があったため、今回、記入項目の名称を改めました。

変更前	⇒	変更後	過去に入力したデータの変更
事務廃止（予定）日		事務終了（予定）日	不要
事務廃止届出日		事務終了届出日	不要
個人情報消去予定日		廃止（抹消）予定日	不要
個人情報消去日		廃止（抹消）日	不要

### ●今回の報告に関する影響

事務を終了したとき又は事務を廃止しようとしたときの報告は、これまで『廃止』として報告してきましたが、今回から『廃止』は個人情報を抹消したものに限定することとしたので、今回から『変更分』として報告することとします。

## 2 登録除外事務の取扱い

条例第14条第5項及び霧島市個人情報保護条例施行規則（平成17年霧島市規則第18号）第3条第3項に掲げる下記事務については、個人情報取扱事務に登録する必要がないことから、これまで登録しているものがあれば、抹消することとしました。

### 《条例に規定する登録不要事務》

- (1) 市の職員（臨時職員、非常勤の職員、消防団員を含む。）又は職員であった者に係る個人情報取扱事務のうち、専らその人事、給与若しくは福利厚生等に関する事項又はこれらに準ずる事項（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。）を取り扱うもの
- (2) 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務

### 《規則に規定する登録不要事務》

- (1) 資料その他の物品、金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を取り扱う事務のうち、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱うもの

- (基本的事項のうち、『整理番号』『氏名』『性別』『住所』『電話番号』程度の情報であれば、センシティブなものではなく、単なる連絡先リストであるので、登録は不要)
- (2) 1年以内に消去することとなる個人情報のみを記録する公文書を取り扱う事務
  - (3) 実施機関の職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報を取り扱う事務のうち、当該個人情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの
  - (4) 公務員等（臨時職員、非常勤の職員、消防団員を含む。）又は公務員等であった者に係る個人情報のうち、会議の構成員名簿、立入検査証等専ら職務の遂行に関するもの

#### ●今回の報告に関する影響

名簿のうち、単なる連絡先リストについては、登録をする必要がないものとして、今回『廃止』分に報告しておりますが、この中には、「口座情報」を取り扱うものも含まれております。

口座情報について、口座振込が規則に規定する登録不要事務の(1)金銭の送付にあたる<sup>1</sup>ことから、金銭に関する情報として、名簿に口座情報が含まれているものは、登録不要と判断しました。

一方、名簿に個人番号が含まれているものは、厳重な取扱いが求められることから、登録しております。

### 3 登録の抹消にあたり、確認を求める事務

今回、『廃止』として報告する事務のうち、会計課から法人情報のみを取り扱うものが登録不要の事務として報告されている。

条例第2条の解釈については、次のとおりである。

- (1) 事業を営む個人の当該事業に関する情報については、個人事業主の事業情報と個人的な生活に関する情報とは密接に関連し、明確に区分することが困難な場合があること、また、この条例は、個人の社会経済活動を含めた人格的利益の保護を目的としていることから、これらの情報についても、原則として「個人情報」に含めて取り扱うこととしている。  
ただし、当該情報が明らかに事業に関する情報であると認められる場合、例えば、商品の販売業者としての個人事業主の商号、屋号等の名称、主たる事務所の所在地、個人事業主としての氏名及び個人事業主の事業活動に伴う苦情相談の内容等については、事業に関する情報として取り扱われている実態があることから、一般的には個人情報には含まないものとする。
- (2) 法人その他の団体に関する情報の中に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報には、役員の氏名、住所等の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報」が含まれる場合がある。

<sup>1</sup> 宇賀克也「個人情報保護法の逐条解説 第4版」、有斐閣、2014、P256

こうした情報が、この条例の「個人情報」に含まれるか否かは、当該情報が法人等の団体としての情報であるのか、役員個人に着目した情報であるのかで判断する必要がある。